

注意！

■この記事は発行年月日時点の内容のまま公開していますので、ご覧になった時点の法規制(農業使用基準等)等に適合しなくなった内容を含む可能性がありますから、利用にあたってはご注意ください。

農作物技術情報 第8号 稲わら・堆肥等の利用

発行日 平成23年10月28日
発行 岩手県、岩手県農作物気象災害防止対策本部
編集 中央農業改良普及センター 県域普及グループ (電話 0197-68-4436)

携帯電話用QRコード



「いわてアグリベンチャーネット」からご覧になれます
パソコンからは「<http://i-agri.net>」 携帯電話からは「<http://i-agri.net/agri/i/>」

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、稲わらや堆肥等の利用について留意しなければいけない事項がありますので、秋作業に向けて確認の上作業を行ってください。

なお、検査中のものもありますので不明な点は関係機関(各振興局農政担当部、農業改良普及センター、県庁農業普及技術課)にお問い合わせください。

1 平成23年産稲から生じる稲わら及びもみがらの取扱いについて

(1) 稲わらの取扱い

現在、県では稲わらについての放射性物質の検査を行っていますので、取扱いは、検査結果により判断します。

ほとんどの市町村で検査結果が出ており、利用が可能となっていますが、一部の市町村では検査中ですので検査結果が判明するまでの間、利用を控えてください。

表1-1: 飼料用稲わら検査結果に基づく稲わら利用の可否 (10月27日現在)

稲わらの用途 及び暫定許容値 該当市町村	家畜の飼料 (綿羊、山羊及び鹿を除く)	ア 家畜の敷料 (綿羊、山羊及び鹿を除く) イ 土壤改良資材としての使用 (園芸の敷料用を含む)
	300ベクレル/kg (水分含量 80%)	400ベクレル/kg (製品ベース)
滝沢村、紫波町、宮古市、一戸町	検査中です。結果が判明するまで、利用を控えてください	検査中です。結果が判明するまで、利用を控えてください
上記以外の市町村	利用が可能です	利用が可能です

表1-2: 台風15号により冠水した水田から収集した稲わらの利用可否 (10月27日現在)

稲わらの用途 及び暫定許容値 検査済みの市町村	家畜の飼料 (綿羊、山羊及び鹿を除く)	ア 家畜の敷料 (綿羊、山羊及び鹿を除く) イ 土壤改良資材としての使用 (園芸の敷料用を含む)
	300ベクレル/kg (水分含量 80%)	400ベクレル/kg (製品ベース)
葛巻町、岩手町、奥州市、一関市、平泉町、久慈市、二戸市、軽米町	利用が可能です	利用が可能です

※ 表に記載していない市町村で冠水被害があった稲わらの取扱いは関係機関へお問い合わせください

(2) もみがらの利用について

もみがらは、玄米の放射性物質の濃度を3倍した値で、利用の可否を判断することとされています。

「県産米の放射性物質調査」において、玄米中の放射性セシウム濃度はすべて40ベクレル/kg未満となっています。この結果を用いたもみがらの濃度は120ベクレル/kg未満となり、暫定許容値を下回り、利用が可能となっています。

ただし、もみがらくん炭については、取扱いが明らかになるまでの間利用できませんので、留意してください（取扱いは農林水産省より通知予定）。

表2 もみがらの用途別の利用の可否 (10月27日現在)

もみがらの用途及び暫定許容値	敷料 (堆肥原料も含む)	培土の原料	土壤改良資材 ※1	もみがらくん炭
		400ベクレル/kg (製品ベース)	400ベクレル/kg (製品ベース)	400ベクレル/kg (製品ベース)
利用可否	本県産全域で利用が可能です			利用不可 (別途通知予定)

※1 土壤改良資材には次の用途で利用する場合も含む

- ① 水田の暗きょ排水に充填するもみがら
- ② 園芸品目でマルチとして利用するもみがら

2 平成22年産以前の稲わらについて

(1) 原発事故（3月11日）以降に収集した稲わら

原発事故以降に、収集した稲わら、野積みなど屋外に放置した稲わらは高濃度の放射性セシウムを含む可能性があることから、飼料及び敷料として利用しないでください。また、8,000ベクレル/kgを超過する稲わらについては、処分方法が示されるまでの間、平成23年産稲わらと区分して適切に保管してください。

(2) 原発事故以前に収集した稲わら

外気と遮断された屋内で保管されたものは、これまで同様に利用が可能です。

3 堆肥の取扱いについて

県では、堆肥についても検査を進めています。現時点で、流通・利用の自粛を要請している地域はありませんが、原発事故後に収集した稲わらを給与した牛からの堆肥など一部流通・利用の自粛要請を継続していますので、表3を参考に利用してください。

○ 堆肥の放射性セシウム濃度の暫定許容値 400ベクレル/kg（堆肥製品ベース）

表3 堆肥の種類毎の対応 (10月27日現在)

堆肥種類等	対応
畜産農家が製造した牛ふん堆肥	県内全地域の畜産農家が製造した堆肥は利用可能です。 ただし、原発事故後に収集した稲わらを利用した農家の堆肥及び一関市（藤沢町含む）、平泉町の繁殖農家の堆肥は個別検査が必要であり、検査結果が暫定許容値以下の場合利用可能となります。
豚ふん、鶏ふん堆肥	利用可能です。 ただし、豚ふん、鶏ふん堆肥の他に牛ふん堆肥や稲わら及びパークなど数種類の原料が混合されている場合は、製造業者に暫定許容値以下であることを確認してください。
腐葉土、剪定枝を原料とする堆肥	新たに生産・出荷又は施用しないようにしてください
特殊肥料製造業者（堆肥センター等）が製造した堆肥	特殊肥料製造業者（堆肥センター等）に利用の可否について確認してください

※ 牛ふん堆肥：原料に牛ふんの他、稲わら、もみがら、おがくず等を用いたもの（原料に牛ふんが含まれていれば、各原料の量の多少に関係なく「牛ふん堆肥」となる）

※ 上記以外の堆肥等の対応で不明な点がある場合は、関係機関へお問い合わせ願います

4 培土の取扱いについて

培土についても暫定許容値が設定されています。表4を参考にしてください。

- 培土の放射性セシウムの暫定許容値：400ベクレル/kg（製品ベース）

表4 育苗培土の利用の可否

（10月27日現在）

培土の種類	対応
購入培土	購入先に利用の可否について確認してください（暫定許容値以下であるかどうかなど）。
自家製造培土	検査をして暫定許容値以下の場合、利用可能となります。 検査方法としては以下の2通りがあります。 (1) 暫定許容値を超えるおそれのある資材をそれぞれ検査し、結果を確認後、混合して利用する。 (2) 各資材を混合して検査し、製品として結果が暫定許容値以下であることを確認して利用する。

農作物技術情報の23年度定期発行は今号で終了となります。
気象や作物の生育状況により号外を発行することがあります。
※ 発行時点での最新情報に基づき作成しております。
※ 発行日を確認のうえ、必ず最新情報をご利用下さい。

9月15日～11月15日は秋の農作業安全月間

農作業 無事故でつなぐ 明るい未来